

< その他資料 >

「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」別紙交付要綱新旧対照表（案）

| (新) | (旧) |
|--|---|
| <p>厚生労働省発障第1218002号 平成19年12月18日 一部改正 厚生労働省発障第0229001号 平成20年2月29日 一部改正 厚生労働省発障第1114001号 平成20年11月14日 一部改正 厚生労働省発障0817第4号 平成21年8月17日 一部改正 厚生労働省発障0128第6号 平成22年1月28日 一部改正 厚生労働省発障 ※ 第 ※ 号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> | <p>厚生労働省発障第1218002号 平成19年12月18日 一部改正 厚生労働省発障第0229001号 平成20年2月29日 一部改正 厚生労働省発障第1114001号 平成20年11月14日 一部改正 厚生労働省発障0817第4号 平成21年8月17日 一部改正 厚生労働省発障0128第6号 平成22年1月28日</p> |
| <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> | <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> |
| <p>障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について</p> <p>(略)</p> | <p>障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について</p> <p>標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。</p> <p>おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、</p> |

(その他資料1)

別紙

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

1 （略）

（交付の目的）

2 （略）

（用語の定義及び解釈）

3 （略）

（1）（略）

（2）（略）

なお従前の例によるものとする。

別紙

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

（通則）

1 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年~~第~~令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2 この国庫負担金は、障害児施設における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児施設において受けた施設支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義及び解釈）

3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）「障害児施設」とは、児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の2に規定する盲ろうあ児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設並びに同法第27条第2項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）をいう。

（2）「障害児施設措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき同法第45条の最低基準を維持するための費用（

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。)をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

障害児施設を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費であって、障害児施設に入所している措置児童等(ただし、措置停止中のものを除く。)に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

(3) 「障害児施設の定員」とは、都道府県、指定都市、中核市及び市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)以外(以下「社会福祉法人等」とする。)の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。

(4) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった児童及び同法31条、同法63条の2に規定する在所期間の延長を認めた者並びに同法63条の3に規定する措置を認めた者をいう。

(5) 「知的障害児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第1号に規定する自閉症児施設(以下「自閉症児施設」という。)を区別して呼称するものとし、また同第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設又は同条第3号に規定する第二種自閉症児施設のいずれかを指す場合にはそれぞれ「第一種自閉症児施設」又は「第二種自閉症児施設」と呼称する。

(6) 「盲ろうあ児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準第60条第1項に規定する盲児施設、同条第2項に規定するろうあ児施設及び同条同項第1号に規定する難聴幼児通園施設のいずれかを指す場合には、それぞれ「盲児施設」、「ろうあ児施設」及び「難聴幼児通園施設」と呼称する。

(7) 「肢体不自由児施設」には、その入所部及び通園部(昭和38年6月11日厚生省発児第122号通知「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について」による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。)を含み、そのいずれかを指す場合には、「肢体不自由児施設入所部」又は「肢体不自由児施設通園部」と呼称する。また、「肢体不自由児施設」にあつては、児童福祉施設最低基準第6

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

ア 「1級地」とは、人事院規則九一四九（地域手当）（平成18年2月1日人事院規則九一四九）別表第二（以下「級地区分表」という。）の支給割合が一級地とされている地域とする。

イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が二級地とされている地域とする。

ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が三級地とされている地域並びに東京都のうち東久留米市とする。

(削除)

エ 「4級地」とは、級地区分表及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市、神奈川県のうち綾瀬市、座間市及び逗子市、大阪府のうち摂津市及び大東市並びに広島県のうち府中町とする。

(削除)

オ 「5級地」とは、東京都のうち東大和市並びに大阪府のうち松原市とする。

(削除)

8条第3号に規定する肢体不自由児療護施設（以下「肢体不自由児療護施設」という。）を区別して呼称する。

(8) 「重症心身障害児施設」には、重症心身障害児を入所させる指定医療機関を含むものとする。

(9) 「保護単価」とは、措置児童等の1人当りの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5の(1)のウに定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。

(10) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額等であつて、5の(1)のエ又は(2)のウに定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。

(11) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（特別支援学校の中学部を含む。）をいう。

(12) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。

ア 「1級地」とは、人事院規則九一四九（地域手当）（平成18年2月1日人事院規則九一四九）附則別表第二（以下「級地区分表」という。）の支給割合が100分の17とされている地域とする。

イ 「2級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の14とされている地域とする。

ウ 「3級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の12とされている地域とする。

エ 「4級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の11とされている地域とする。

オ 「5級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の10とされている地域並びに千葉県のうち習志野市及び八千代市、東京都のうち小金井市及び東久留米市、神奈川県のうち逗子市並びに大阪府のうち摂津市とする。

カ 「6級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の9とされている地域並びに神奈川県のうち綾瀬市及び座間市とする。

キ 「7級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の8とされている地域並びに大阪府のうち大東市とする。

ク 「8級地」とは、東京都のうち東大和市及び大阪府のうち松原市とする。

カ 「6級地」とは、級地区分表及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。

(削除)

キ 「7級地」とは、級地区分表及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域並びに京都府のうち長岡京市とする。

ク 「その他」とは、アからキ以外の地域とする。

(13) (略)

(交付の対象)

4 (略)

(交付額の算定方法)

5 (略)

ケ 「9級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の6とされている地域並びに埼玉県のうち狭山市、蕨市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町、大阪府のうち大阪狭山市及び忠岡町並びに兵庫県のうち川西市とする。

コ 「10級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の5とされている地域並びに神奈川県のうち伊勢原市及び寒川町とする。

サ 「11級地」とは、級地区分表の支給割合が100分の3とされている地域並びに京都府のうち長岡京市及び広島県のうち府中町とする。

シ 「その他」とは、アからサ以外の地域とする。

(13) 「指定施設支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第557号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定施設支援(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定施設支援をいう。)に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1)障害児施設措置費国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置をとった場合における同法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護につき、同法第45条の最低基準を維持するために必要な費用(指定医療機関については、委託後の治療等に要する費用とする。)

(2)障害児施設給付費等国庫負担金

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、児童福祉法第24条の2に規定する障害児施設給付費、同法第24条の6に規定する高額障害児施設給付費若しくは第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費又は第24条の20に規定する障害児施設医療費(以下「障害児施設給付費等」という。)の支給をした場合における同法第50条第6号の4に規定する障害児施設給付費等の支給に要する費用。

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。

(1) 障害児施設措置費国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合算額の全施設等の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度におけるオに定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した国庫負担の基本額に対し、児童福祉法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、同法第50条第7号及び第7号の2の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその措置費を負担するものである。

| 経費の種別 | 措置主体の区分 | 児童等の入所先施設の区分 | 措置費の負担区分 | |
|--------|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------|
| | | | 都道府県 指定都市 児童相談所 設置市 | 国 |
| 施設の措置費 | 都道府県、 指定都市及び 児童相談所設置市 | 都道府県立施設、 市町村立施設及び 社会福祉法人立施設等 | 1 / 2 | 1 / 2 |

ウ 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児施設について、次の②から③までに定めるところによりその年度における措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児施設の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設のその年度における措置児童1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表5の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表6または別表7の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(イ) (ア)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(ア)の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

エ 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、児童福祉法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその施設等に対し、②及び③に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児施設措置費の費目の用途及び各月の支弁額の算式

知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、第一種自閉症児施設、重症心身障害児施設に対する措置費の費目の種類は、別表2の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとする。

③ 定員外支弁の禁止

障害児施設措置費の支弁額の算定にあたっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員をこえる部分は算入しないものとする。

オ 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童単位に、別表4-1の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童及びその措置児童の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、措置児童等で、各月初日の年齢が20歳以上である者（この項において「入所者」という。）の場合には、次により算定した額の年間の合算額とする。

別表4-2の各月初日の入所者の対象収入等による階層区分によって定まる基準額と別表4-1の施設種別及び各月初日の入所者の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額との合算額（この額にその月のその入所者に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）とする。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(ア) 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式（1）により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式（2）によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式（1）

その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式（2）においても同じ。）+事業費の各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁し

た合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(イ) 肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、第一種自閉症児施設又は重症心身障害児施設の措置費の各月のその措置児童1人当たりの支弁額は、事業費の各費目のその月におけるその措置児童につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの事業費の各費目のうち月額保護単価による支弁額は、前記①の算式(2)に準じて算定した額。)の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

(2) 障害児施設給付費等国庫負担金

ア 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額(別表3の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。)を基本額として負担するものであること。

イ 負担額及び負担区分

国は、アにより算定した基本額に対し、障害児施設給付費等については、児童福祉法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、同法第50条第6号の4及び第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその障害児施設給付費を負担するものである。

| 経費の種別 | 措置主体の区分 | 児童等の入所先施設の区分 | 措置費の負担区分 | |
|-------|---------|--------------|-----------------------|---|
| | | | 都道府県 指定都市 児童相談所 | 国 |
| | | | | |

(国庫負担金の概算払)

6 (略)

(交付の条件)

7 (略)

| | | | 設置市 | |
|-----------|---------------------|----------------------------|-------|-------|
| 障害児施設給付費等 | 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市 | 都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等 | 1 / 2 | 1 / 2 |

ウ 対象経費等

障害児施設給付費等の費目の種類は、別表3の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了していない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1

(申請の手続き)

8 (略)

(変更申請手続)

9 (略)

(交付決定までの標準的期間)

10 (略)

(実績報告)

11 (略)

(国庫負担金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

による調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請の手続き)

8 この国庫負担金の交付の申請を行う場合には、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付申請書」（様式第1号）を毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金変更交付申請書」（様式第2号）に、関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出予算書抄本を添付して、別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

11 都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金に係る事業実績報告書」（様式第3号）に関係書類及び当該措置費等に関する歳入歳出決算書抄本を添付して、翌年度の6月末日（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣にこれを提出すること。

(国庫負担金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 (1) 端数計算の方法

障害児施設措置費国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数

を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、障害児施設給付費等国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合及び健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でない認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

別表1

| 単価の名称 第 1 欄 | 設 定 の 要 件 第 2 欄 | 適用される単価 第 3 欄 |
|-----------------|---|--|
| 1 小規模施設の加算分保護単価 | 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書きに掲げる職員がおかれている場合 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価 |
| 2 職業指導員加算分保護単価 | 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設又はろうあ児施設であって、別表6のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価 |
| 3 幼児加算分保護単価 | 盲児施設又はろうあ児施設であって幼児が入所している場合 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)盲児施設、ろう |

別表1 (略)

| | | |
|------------------|---|---|
| | | あ児施設の幼児加算分保護単価 |
| | 知的障害児通園施設であって幼児が入所している場合 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価 |
| 4 民間施設給与等改善費 | 地方公共団体の経営する施設以外の施設(昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。)の場合 | 一般分保護単価(小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額)または、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部または一部を減ずることができる。) |
| 5 指導員特別加算分保護単価 | 盲児施設又はろうあ児施設の場合 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)指導員特別加算分保護単価 |
| 6 知的障害児自活訓練事業加算費 | 別に定める基準により加算の認定を受けた場合 | 別に定める基準により認定された保護単価 |
| 7 心理担当職員配置加算 | 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価 |

別表 2

| 費目の種類 第1欄 | 支弁対象児童等 第2欄 | 経費の使途 第3欄 | 各月の支弁額の算式 第4欄 |
|--------------|----------------|--------------|------------------|
| (1) 事務 | (略) | (略) | (略) |

| | | |
|-----------|--|--|
| | 肢体不自由児療護施設であって、別に定める基準に該当する場合 | の(6)心理担当職員配置加算分保護単価 |
| 8 看護師配置加算 | 知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設であって、別に定める基準に該当する場合 | 別表5の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7)看護師配置加算分保護単価 |

別表 2

| 費目の種類 第1欄 | 支弁対象児童等 第2欄 | 経費の使途 第3欄 | 各月の支弁額の算式 第4欄 |
|--------------|--|-----------------------------------|---|
| (1) 事務 | 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児療護施設 | 施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費 | <p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置人員にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、知的障害児通園施設、盲児施設又はろうあ児施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初</p> |

| 費 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------------------|-----|---|-------|----------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------------------|------|-----------------------|-----------------------|--------|-----------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ | (略) | (略) | <p>算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重度加算費</th> <th>施設種別(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児施設</td> <td>25%加算分 <u>46,870円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分 <u>56,240円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二種自閉症児施設</td> <td>25%加算分 <u>46,870円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分 <u>56,240円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児施設</td> <td>25%加算分 <u>44,620円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分 <u>53,560円</u></td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>25%加算分 <u>40,760円</u></td> </tr> </tbody> </table> | 重度加算費 | 施設種別(月額) | 知的障害児施設 | 25%加算分 <u>46,870円</u> | 30%加算分 <u>56,240円</u> | 第二種自閉症児施設 | 25%加算分 <u>46,870円</u> | 30%加算分 <u>56,240円</u> | 盲児施設 | 25%加算分 <u>44,620円</u> | 30%加算分 <u>53,560円</u> | ろうあ児施設 | 25%加算分 <u>40,760円</u> |
| 重度加算費 | 施設種別(月額) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害児施設 | 25%加算分 <u>46,870円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30%加算分 <u>56,240円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二種自閉症児施設 | 25%加算分 <u>46,870円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30%加算分 <u>56,240円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盲児施設 | 25%加算分 <u>44,620円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30%加算分 <u>53,560円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ろうあ児施設 | 25%加算分 <u>40,760円</u> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ | (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | |

| 費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------|--|------|-----------|--|---------|--------------------|---------|-------|----------|---------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------------------|------|-----------------------|-----------------------|--------|-----------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ | 知的障害児施設の措置児童であって、別に定める基準により重度棟に入所しているもの | その児童の監護及び日常諸経費等 | <p>一般生活費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設</td> <td>47,340円</td> </tr> <tr> <td>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設</td> <td>14,570円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重度加算費</th> <th>施設種別(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児施設</td> <td>25%加算分 <u>47,120円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分 <u>56,540円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第二種自閉症児施設</td> <td>25%加算分 <u>47,120円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分 <u>56,540円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児施設</td> <td>25%加算分 <u>44,870円</u></td> </tr> <tr> <td>30%加算分 <u>53,830円</u></td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>25%加算分 <u>40,970円</u></td> </tr> </tbody> </table> | 施設種別 | 一般生活費(月額) | 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設 | 47,340円 | 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設 | 14,570円 | 重度加算費 | 施設種別(月額) | 知的障害児施設 | 25%加算分 <u>47,120円</u> | 30%加算分 <u>56,540円</u> | 第二種自閉症児施設 | 25%加算分 <u>47,120円</u> | 30%加算分 <u>56,540円</u> | 盲児施設 | 25%加算分 <u>44,870円</u> | 30%加算分 <u>53,830円</u> | ろうあ児施設 | 25%加算分 <u>40,970円</u> |
| 施設種別 | 一般生活費(月額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設 | 47,340円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設 | 14,570円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 重度加算費 | 施設種別(月額) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知的障害児施設 | 25%加算分 <u>47,120円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30%加算分 <u>56,540円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二種自閉症児施設 | 25%加算分 <u>47,120円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30%加算分 <u>56,540円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 盲児施設 | 25%加算分 <u>44,870円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30%加算分 <u>53,830円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ろうあ児施設 | 25%加算分 <u>40,970円</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ | 第二種自閉症児施設の措置児童であって、別に定める基準により重度自閉症児と認定され | その児童の監護及び日常経費等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|-----------------|-----|-----|--|---------|
| 算費 | (略) | (略) | 30%加算分 | 48,910円 |
| | | | 肢体不自由児療護施設 | 56,240円 |
| エ 盲ろうあ児重度加算費 | (略) | (略) | | |
| オ 肢体不自由児療護重度加算費 | (略) | (略) | | |
| カ 強度行動 | (略) | (略) | 算式(3) 強度行動障害特別処遇加算費月額保護 単価224,190円× その月初日の別に定め る基準による強度行動障害児数 | |

| | | | | |
|-----------------|---|-----------------|--|---------|
| 算費 | たもの | | 30%加算分 | 49,150円 |
| | | | 肢体不自由児療護施設 | 56,540円 |
| エ 盲ろうあ児重度加算費 | 盲児施設又はろうあ児施設の措置児童であつて、別に定める基準により盲ろうあ重度児として認定されたもの | その児童の監護及び日常諸経費等 | | |
| オ 肢体不自由児療護重度加算費 | 肢体不自由児療護施設の措置児童 | その児童の監護及び日常諸経費等 | | |
| カ 強度行動 | 知的障害児施設、第二種自閉症児施設の措置児童であつ | その児童の監護及び日常諸経費等 | 算式(3) 強度行動障害特別処遇加算費月額保護 単価227,670円× その月初日の別に定め る基準による強度行動障害児数 | |

| | | | |
|-----------------|-----|-----|---|
| 障害特別処遇加算費 | | | |
| キ 重度重複障害児加算費 | (略) | (略) | 算式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価31,900円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数 |
| ク 被虐待児 | (略) | (略) | (略) |

| | | | |
|-----------------|---|-----------------|---|
| 障害特別処遇加算費 | て、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児 | | |
| キ 重度重複障害児加算費 | 重度知的障害児加算費、重度自閉症児加算費、盲ろうあ児重度加算費、肢体不自由児療護重度加算費、重度肢体不自由児加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの | その児童の監護及び日常諸経費等 | 算式(4) 重度重複障害児受入加算費月額保護単価32,500円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数 |
| ク 被虐待児 | 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児 | その児童の監護及び日常諸経費等 | 算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,700円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数 |

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------|-----|-----|-----|---------------|-----------------------|--|---------------------|---|
| | 受 入 加 算 費 | | | | | | | | |
| (3) 肢 体 不 自 由 | ア 点 数 分 | (略) | (略) | (略) | 算 式(1) (略) | | | | |
| | | | | | | 受 入 加 算 費 | 施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設に入所する児童であつて、別に定める基準により虐待を受けていた児童 | | |
| (3) 肢 体 不 自 由 | ア 点 数 分 | | | | | | 肢体不自由児施設の措置児童 | 施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費 | 次の算式(1)により算定した額の合算額。 なお、肢体不自由児施設入所部の措置児童については、保健衛生費、保育士等加算費、日用品費、指導訓練材料費、看護代替要員費及びスプリンクラー保守管理等費として算式(2)から(7)までにより算定した額を加算する。 算 式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年 |

児
施
設
基
本
分
措
置
費

算式(2)
(略)

算式(3)
(略)

保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)

| 措置児童数 | | 50人 まで | 51人 から 60人 まで | 61人 から 70人 まで | 71人 から 80人 まで | 81人 から 90人 まで |
|--------|-----|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| A 欄 | 基本分 | 円 26,640 | 円 25,940 | 円 25,350 | 円 24,690 | 円 24,060 |

児
施
設
基
本
分
措
置
費

厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

イ アに該当しない措置児童については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表 (措置児童1人当たり月額)

| 措置児童数 | | 50人 まで | 51人 から 60人 まで | 61人 から 70人 まで | 71人 から 80人 まで | 81人 から 90人 まで |
|--------|-----|-------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| A 欄 | 基本分 | 円 26,630 | 円 25,930 | 円 25,340 | 円 24,690 | 円 24,060 |